

平成30年6月25日

東北経済産業局

## 「西明寺栗」地域団体商標登録へ ～東北地域の地域団体商標は53件に！～

特許庁は、秋田県の『西明寺栗』を登録査定※しました。全国でこれまで643件の登録査定があり、今後本件が登録となった場合、東北地域の地域団体商標登録件数は53件となります(秋田県では11件目)。

※登録査定の通知を受領した後、30日以内に登録料(28,200円/区分)を特許庁に納付することにより、商標権の設定登録が行われ、登録日から10年間効力が続きます(更新も可能)。

### 1. 登録査定

都道府県:秋田県

商標(よみがな):西明寺栗(さいみょうじぐり)

出願人:西明寺栗生産販売事業協同組合

### 2. その他

平成30年6月25日(月曜日)特許庁ウェブサイトにて公表

#### 【参考1】地域団体商標について

地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的に、地域の事業協同組合や農業協同組合等の「地名+商品(サービス)名」からなる商標について、特定の要件を満たした場合に登録を認める制度です。

#### 【参考2】地域団体商標に関する情報について

特許庁ホームページ(地域団体商標制度)をご参照下さい。

〔主な掲載内容〕○地域団体商標登録紹介

○地域団体商標出願・登録状況等

URL : [http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/t\\_dantai\\_syouhyou.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm)

(本発表資料のお問い合わせ先)

東北経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室長 中島順也

担当者: 林

電話: 022-221-4819 (直通)

## 「西明寺栗」 (さいみょうじぐり) について

出願番号 : 2016-055474

出願日 : 平成 28 年 5 月 10 日

出願人 : 西明寺栗生産販売事業協同組合  
(秋田県仙北市西木町小山田字八律 249 番地 1)

指定商品・役務 : 秋田県仙北市西木町西明寺地区および西明寺周辺地域で栽培された栗  
(第 31 類)

特長 : 300 年ほど前、京都の丹波地方、岐阜の養老地方より現在の秋田県仙北市西木町小山田地区(旧西明寺村)に種を持ち込み栽培したところ、大きな実を付ける個体が生まれ、その種を改良した栗が「西明寺栗」と言われております。早生種が 10 月初旬頃、晩生種が 10 月中旬頃から最盛期に入ります。大きいもので重さ 60 g ~70 g 以上の栗も獲れます。実もふっくらしていて美味しく、渋皮煮、和菓子、また栗焼酎にも利用されています。



(文章及び写真引用 : 西明寺栗生産販売事業協同組合公式サイトより)